

# 自社株評価 株価引き下げ対策 ツツコニ質問

税額の軽減対策



## 非上場株式の評価方法を 説明してください

非上場株式の評価方法は、会社の規模に応じて、類似業種比準方式、純資産価額方式、併用方式に分けられ、同族以外の株主が取得した場合は、例外的に、配当還元方式が用いられます。



## 原則的評価方式について 説明してください

原則的評価方式は、会社の規模によって、大会社、中会社、小会社の規模に分類され、規模に応じた評価方法を使います。



## 特例的評価方式について 説明してください

特例的評価方式とは、事業承継の際に、同族株主でない人物が、株式を引き継ぐ場合の株価算定方法で、事業承継を行う企業の規模に関係なく、一律に配当還元方式によって株価を算定します。



## 役員退職金を支給するメリットやデメリットを説明してください

役員退職金を支給するメリットは、利益を圧縮して法人税の負担を減らせること。自社株の評価を引き下げること。役員自身も税負担を低く抑えられることです。

デメリットは、現金支給になるため資金調達が必要なこと。損金算入が認められなくなる恐れがあるので、経営者は完全に経営から手を引く必要があることや、高額な退職金の支給は否認される場合があることです。



## 退職金を土地などで現物支給した場合について 説明してください

退職金を土地などで現物支給した場合、退職金額と土地の簿価との差額が、譲渡益になる場合には益金、譲渡損となる場合には損金となります。

注意点は、退職金として不動産を取得した場合には、不動産取得税と登録免許税がかかることです。



## 退職金を土地などで現物支給した場合について 説明してください

また、退職金を現金で支払うことを決めた後に、不動産で支払うこととした場合は、代物弁済とみなされ、消費税の課税対象となってしまうことにも注意が必要です。

役員退職金の支払によって損金が計上されると、利益が減少することによって株式評価額が下がります。



## 退職金を土地などで現物支給した場合について 説明してください

また、会社所有の土地を退職金として支給すると、税務上、土地はその支給時の時価で評価されることとなります。

土地に含み損がある場合、退職金の他に、その含み損も顕在化させ、純資産と利益をともに圧縮することができ、株式評価額が下がります。